

# 農地の管理についてのしおり

平成17年11月1日作成  
越前市農業委員会

農地の改良を行う場合や、農地の用途を変更する場合には、農業委員会への届出が必要です。

## 1 農地の改良——農地改良届

農地の改良を行いたい場合には、耕作者から「農地改良届」を事前に農業委員会に提出してください。なお、改良工事後には完了届を提出し、委員会の確認を得る必要があります。

### 農地の改良とは…

生産効率の向上、管理の適正化等を目的に行う農地の改変で、地目の変更を伴わない場合をいいます。具体的には、田面のかさ上げや、耕土の客土などがこれにあたります。

田を畑にするような場合は、農地の改良ではなく、農地の用途変更に該当するものとなります。

### (1) 農地改良届

届出書には記載漏れ、記載誤りがないか、十分確認してください。提出の際、次の添付書類が必要です。

	区 分	名 称
添付書類	必ず付けていただく書類	工事計画書、付近図、地籍図
	耕作者と所有者が別のとき	所有者の同意書

### (2) 農地改良 完了届

工事にあたっては「工事概要書」に記載の計画内容、確約事項を遵守してください。

改良工事が完了した後は、農地改良完了届の提出が必要です。提出後、農業委員会による確認を実施します。

### (3) その他

土地改良法による土地改良を行う場合には本届けは必要ありませんが、土地改良法によらない小規模な農地の区画整理の場合は、一般に道水路の変更が伴うものであり、実施に当たって農振除外手続きや、転用許可申請手続きが必要となることがあります。

期せずして違反行為に至ることを避けるためにも、区画整理を伴う農地改良を行う場合にあっては、予め農業委員会にご相談ください。

## 2 農地の用途変更——農用地利用変更届

農地の用途を田から畑に変更する場合には、耕作者から「農用地利用変更届」を事前に農業委員会に提出し、行なうことができます。なお、用途変更後には完了届を提出し、委員会の確認を得る必要があります。

### 畑地への用途変更とは…

農地の用途変更とは、水稻の耕作を行わない見込みとなった等の理由により、田の灌漑施設を廃止することをいいます。したがって、田の灌漑排水機能を残したまま、水稻以外の作物を耕作する行為は、これには該当しません。

### 転作における「転換畑」とは…

単に、水田に畑地作物の作付けを行っただけでは、いわゆる「転作」に該当するものであり、「転換畑」とはなりません。

「転換畑」に該当するためには、灌漑施設を廃止（「用途変更」）したうえで、盛土等の転換畑としての要件を満たしているか否かの確認を得る必要があります。

畑地へ用途変更された土地が、この「転換畑」に該当するか否かは、転作に係る現地確認により決定されます。

### (1) 利用変更届

届出書には記載漏れ、記載誤りがないか、十分確認してください。提出の際、次の添付書類が必要です。

	区 分	名 称
添付書類	必ず付けていただく書類	工事計画書、付近図、地籍図
	耕作者と所有者が別のとき	所有者の同意書

### (2) 利用変更 完了届

工事にあたっては「工事概要書」に記載の計画内容、確約事項を遵守してください。

用途変更が完了した後は、農用地利用変更完了届の提出が必要です。地元農家組合長による確認を受け、確認印の押印を受けてください。提出後、農業委員会による確認を実施します。

### (3) その他

農家台帳の修正は農業委員会による実地調査後行います。なお、一筆の土地の一部についての変更（いわゆる仮分割変更）は、農地の効率的な利用に支障がないと認められる場合を除き、原則として行なうことができません。

#### 転用する場合は…

転用とは農地を農地以外のものにするをいい、利用変更とは別の手続きが必要です。

#### 農業用施設の建設のための転用、その他の転用…

農業用施設（農作業小屋、農機具格納庫等）建設のための転用は、自己所有地について200㎡未満の場合に限り、「農業用施設に供するための農地転用届」の提出により行うことができます。

これ以外の転用の場合は、転用許可（農地法第4条又は第5条の許可）が必要です。

### (4) 水田台帳との関係

水田台帳は、米の生産調整を推進するため、市（転作担当部局）に整備すべきものとされているもので、耕作者の自己申告により作成されます。登載対象となる地目は、原則として「田」です。

その内容は、転作の確認基準に基づき作成されるものであり、農家台帳の記載とは必ずしも一致するものではありませんので、ご注意ください。

田から畑に用途を変更した場合の水田台帳申告については、転作担当部局と協議してください。

### (5) 農業共済台帳との関係

農業共済台帳は、水稻共済のため農業共済組合が整備すべきものとされているもので、(4)の水田台帳の内容に基づき作成されます。こちらも農家台帳の記載とは必ずしも一致するものではありませんので、ご注意ください。

## 3 届出後の耕作管理

上記により届出を行なった土地を含め、全ての農地について適正な耕作管理を行ってください。なお、不適切な状況が見られる場合には、報告書の提出等を求めることがあります。

お問合せ

越前市農業委員会

福井県越前市府中一丁目13-7

〒915-8530（越前市役所農政課内）

TEL (0778)22-3009 直通

## 農地改良届

平成 年 月 日

越前市農業委員会会長 殿

届出者(耕作者)

氏名

印

TEL

下記により農地の改良を行いたいので、届出をします。

## 1 届出者の住所及び職業等

住 所			年齢	職 業
都道	郡	町		
府県	市	村		

## 2 土地の表示 (農家台帳に登録されている事項)

	土地の所在	字	地 番	現況 地目	副利 作別	所 有 者		耕作面積 (㎡)
						氏 名	住 所	
1								
2								
3								
4								
5								

## 3 農地改良の目的等

改良の目的	
作付けの内容 (営農計画)	

## 4 工事概要

工事の期間	(着手) 平成 年 月 日から (終了) 平成 年 月 日まで
工事の概要	別紙工事計画書のとおり



## 農地改良 完了届

平成 年 月 日

越前市農業委員会会長 殿

届出者(耕作者)

氏名

印

TEL

下記による農地の改良が完了したので、届出をします。

1 届出者の住所及び職業等

住 所	年 齢	職 業
都道 郡 町 府県 市 村		

2 土地の表示 (農家台帳に登載されている事項)

	土地の所在	字	地 番	現況 地目	自利 作別	所 有 者		耕作面積 (㎡)
						氏 名	住 所	
1								
2								
3								
4								
5								

3 農地改良の目的等

改良の目的	
作付けの内容 (営農計画)	

4 工事概要

工事の期間	(着手) 平成 年 月 日から (終了) 平成 年 月 日まで
工事の概要	提出した工事計画書のとおり

※ 農業委員会確認欄

平成 年 月 日現地確認